

令和5年第7回（12月）上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第7号	専決処分した事件の承認について(令和5年度上越市一般会計補正予算(専第4号))	農林水産整備課	1～4
議案第120号	指定管理者の指定について(月影の郷)	農村振興課	5～8
議案第121号	指定管理者の指定について(雪だるま物産館)	農村振興課	9～12
議案第122号	指定管理者の指定について(樽田そば処)	農村振興課	13～15
議案第123号	指定管理者の指定について(くびき食彩工房)	農村振興課	16～19
議案第124号	指定管理者の指定について(中ノ俣地区多目的研修センター)	農村振興課	20～21
議案第125号	指定管理者の指定について(岩木多目的研修センター)	農村振興課	22～23
議案第126号	指定管理者の指定について(田園多目的研修センター)	農村振興課	24～25
議案第127号	指定管理者の指定について(大島生活改善センター)	農村振興課	26～27
議案第128号	指定管理者の指定について(大島旭農村環境改善センター)	農村振興課	28～29
議案第129号	指定管理者の指定について(菖蒲農村環境改善センター)	農村振興課	30～31
議案第130号	指定管理者の指定について(大島若者交流会館)	農村振興課	32～33
議案第131号	指定管理者の指定について(くわどり市民の森)	農林水産整備課	34～37
議案第132号	指定管理者の指定について(菖蒲高原緑地休養広場)	農林水産整備課	38～41
議案第95号	令和5年度上越市一般会計補正予算(第6号)	農村振興課ほか	42～51

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	報告第7号
提出課	農林水産整備課

歳出科目 (P174~P175)	11款1項1目	農地、農業用施設災害復旧費
------------------	---------	---------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農地、農業用施設災害復旧費	139,368	57,883	197,251

主な補正財源		主な経費	
分担金及び負担金	2,391	委託料	33,967
一般財源	55,492	工事請負費	23,916

【補正理由】

10月21日の大雨などにより被災した、農地、農業用施設において、迅速な復旧対応を行うため、補正予算を専決処分したもの（11月7日専決補正）

【補正内容】

(実施内容)

- ・地すべり災害復旧

地区名		事業費	実施内容
名立区	杉野瀬	33,967	地質調査 N=3 箇所、測量設計 一式

- ・小規模災害復旧

地区名		事業費	実施内容
安塚区	坊金ほか	5,336	農地法面復旧 5件
大島区	大平ほか	686	農地法面復旧 1件、排水路土砂撤去 1件
牧区	切光ほか	9,833	農地法面復旧 11件、農道崩落復旧 1件
柿崎区	竹鼻ほか	6,554	農地法面復旧 5件、用水路土砂撤去 2件
吉川区	石谷ほか	957	農地法面復旧 1件、用水路法面復旧 1件
名立区	平谷	550	農道土砂撤去 1件
合計		23,916	

(歳入)

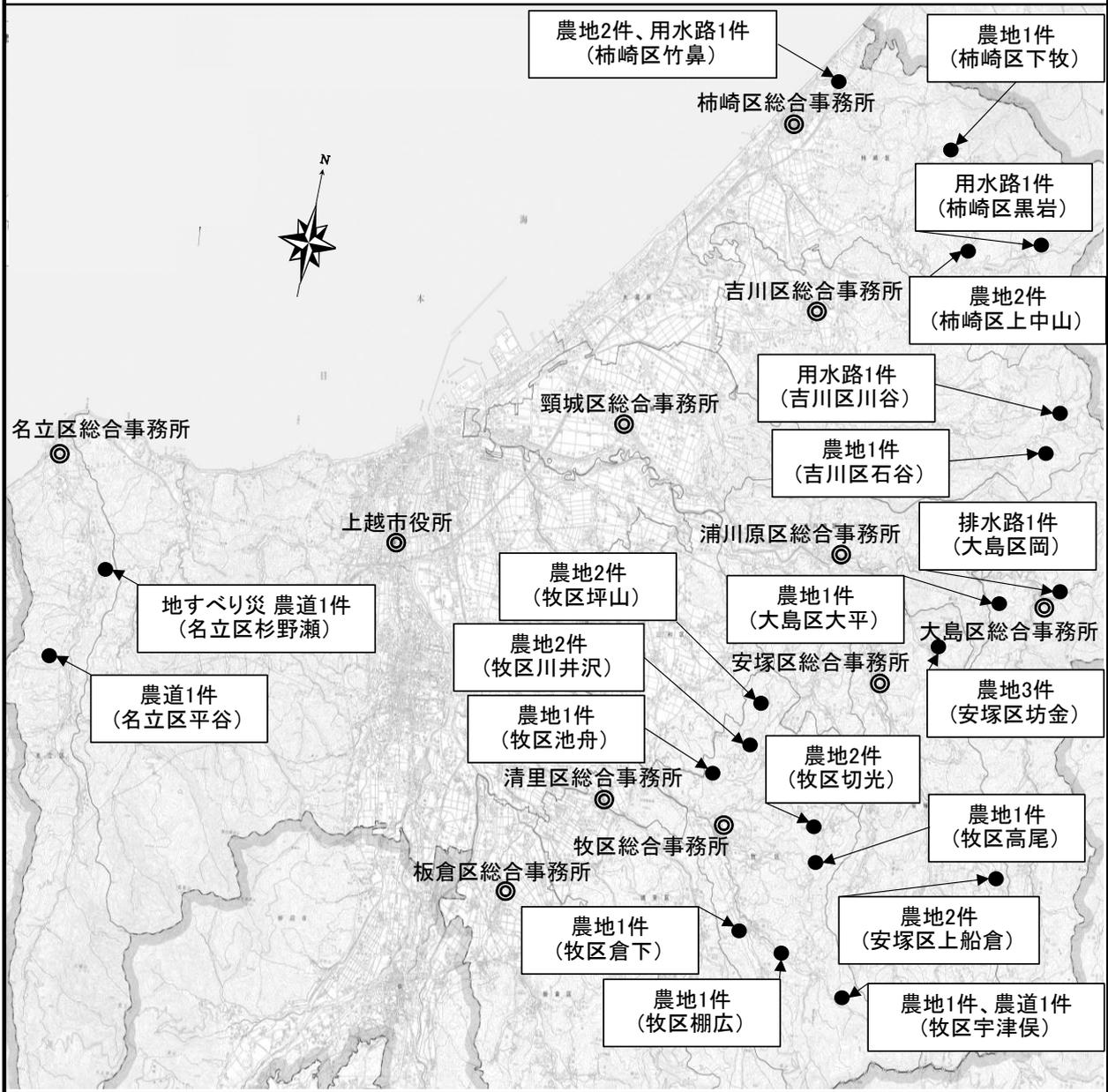
項目	補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金	6,296	2,391	8,687

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
委託料	地質調査委託	0	22,319	22,319
	測量設計委託	1,600	11,648	13,248
工事請負費	災害復旧工事	67,255	23,916	91,171

位置図

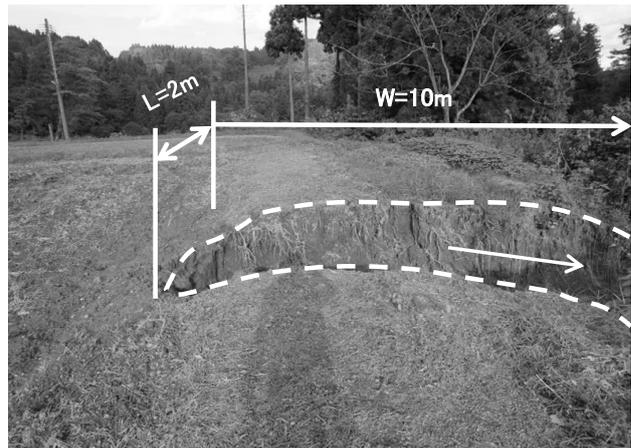
(安塚区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、名立区)



○被災状況



地すべり災害農道 (名立区杉野瀬地内)



小規模災害農地 (牧区切光地内)

歳出科目 (P174~P175)	11 款 1 項 2 目	林業用施設災害復旧費
------------------	--------------	------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
林業用施設災害復旧費	28,370	1,990	30,360

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,990	工事請負費	1,990

【補正理由】

10月21日の大雨により被災した林道において、迅速な復旧対応を行うため、補正予算を専決処分したもの（11月7日専決補正）

【補正内容】

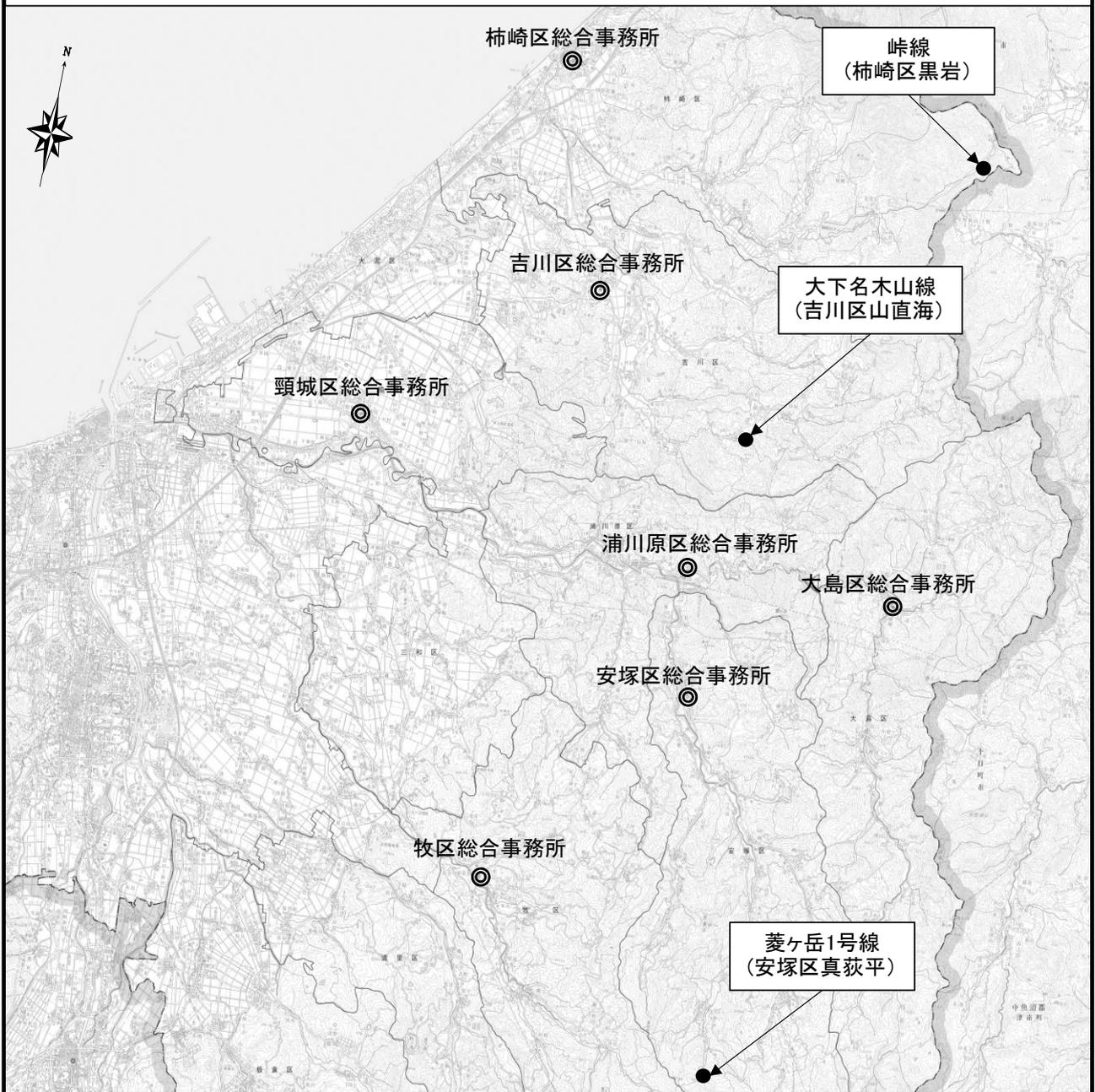
(実施内容)

地区名	路線名	施工地	事業費	実施内容
安塚区	菱ヶ岳1号線	真萩平	777	路肩崩壊 L=10m
柿崎区	峠線	黒岩	975	路面復旧 L=850m
吉川区	大下名木山線	山直海	238	樋管土砂撤去 L=5m
合 計			1,990	

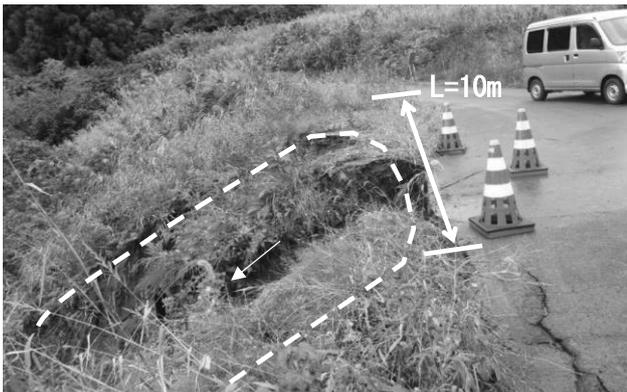
(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
工事請負費	災害復旧工事	28,370	1,990	30,360

位置図 (安塚区、吉川区、柿崎区)



○被災状況



林道菱ヶ岳1号線 (安塚区真萩平地内)



林道峠線 (柿崎区黒岩地内)

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第120号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（月影の郷）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	月影の郷運営委員会
所在地	上越市浦川原区横住 410 番地
設立年月日	平成 16 年 2 月 22 日
設立目的	旧月影小学校を再生活用した「月影の郷」を活動拠点として、会員の手により「月影の郷」を管理・運営し、併せて交流を通して地域の活性化に取り組み、もって会員を始め地域の住民が幸せになれることを目的とする。
団体の事業	①学校の宿としての提供 ②田舎らしさを出した食事の提供 ③田舎体験メニューの提供 ④その他「月影の郷」の管理・運営に必要な事業

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同団体は、月影の郷を管理運営するために設立された団体であり、農業体験等の場の提供と都市と農村の交流を通じた地域活性化の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き、月影の郷運営委員会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的や経緯を踏まえ、農業体験のインストラクターの確保・育成を図り、都市と農村の交流の場を提供することにより、地域の活性化を目指す。 ・会員の技術を活用した受入体制を整え、利用者の増加につながる施設運営と維持管理を行う。 <p>②サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズや利用形態に合った体験や田舎料理メニューを再検討するとともに、地元農産物を使った料理を提供する。 ・利用者からの要望等は、運営委員会の会議や地域住民ワークショップなどで共有し、必要と判断した場合には、実現に向けて対応する。
--

③自主事業

- ・にぎわいの創出や交流を促進し、集客につながるよう、地域と一体となってイベント等を実施する。

月影芸能まつり（10月）

新そばまつり（11月）

雪あかりフェスタ（2月）

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。

イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 （30点）	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)市民要望の把握
	(6)苦情への対応
	(7)自主事業

大項目（配点）	小項目
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)3か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	25	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
②サービス向上	35	21	25	○	利用者ニーズや利用形態に合った体験や食事の提供により、サービスの向上が見込まれる。
③管理の安定	10	6	8	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
④経費の縮減	10	6	8	○	職員の配置や経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
⑤その他	15	9	15	○	地元住民のほか、交流のある大学生が参加し、運営強化に取り組んでいる。
総合評価	100	60	81	適切	指定管理候補者として適切である。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	13,500
②令和6年度指定管理料（委託料）		4,500
③令和7年度指定管理料（委託料）		4,500
④令和8年度指定管理料（委託料）		4,500
⑤前指定期間の指定管理料平均額		3,980
⑥指定管理料の増減額	①－（⑤×3年）	1,560

(2) 主な増減理由

エネルギー価格及び人件費の高騰など収支状況を勘案し指定管理料を増額した。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第121号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（雪だるま物産館）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	手づくり百人協同組合
所在地	上越市安塚区樽田 140 番地
設立年月日	平成 17 年 4 月 27 日
設立目的	組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。
団体の事業	①組合員の取り扱う農産物、農産加工品、菓子及び土産品等の共同販売 ②組合員の事業の確保のため上越市の所有する雪だるま物産館の運営管理業務の受託 ③組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 ④組合員の福利厚生に関する事業 ⑤前各号の事業に附帯する事業

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同団体は、雪だるま物産館を管理運営するために設立された団体であり、地元農家の農産物や農産加工品などの共同販売の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き、手づくり百人協同組合を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

①管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 安塚区の地域資源を有効に利用し、産業振興に結び付けるため、農家を販売面から支援するとともに、施設の利用者に安塚区の地域資源の魅力を P Rしながら、楽しんでもらう交流の場づくりを目指す。
②サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 日常業務の中で、直接対話などで利用者の声をよく聞き、適切なサービスの向上を図る。 インターネットや SNS を活用し、旬の農産物の情報提供や通信販売の体制を充実させるほか、新規の出荷組合員を確保し、地場農産物の品ぞろえの充実を図る。

③自主事業

- ・消費者との交流と地域資源の利用促進につなげるため、イベントを開催する。

山菜まつり（5月）

新米まつり（10月）

収穫祭（11月）

スノーフェスティバル（2月）

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。

イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 （30点）	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)市民要望の把握
	(6)苦情への対応
	(7)自主事業

大項目（配点）	小項目
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)3か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	25	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
②サービス向上	35	21	24	○	直接販売の利点をいかした要望の把握や品ぞろえの充実、通信販売の積極的な活用により、サービスの向上が見込まれる。
③管理の安定	10	6	8	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
④経費の縮減	10	6	8	○	経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
⑤その他	15	9	15	○	食を通じた都市との交流が図られるほか、組合員の所得向上が期待される。
総合評価	100	60	80	適切	指定管理候補者として適切である。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	9,555
②令和6年度指定管理料（委託料）		3,184
③令和7年度指定管理料（委託料）		3,185
④令和8年度指定管理料（委託料）		3,186
⑤前指定期間の指定管理料平均額		2,163
⑥指定管理料の増減額	①－（⑤×3年）	3,066

(2) 主な増減理由

変動的指定管理料の導入のほか、エネルギー価格及び人件費の高騰など収支状況を勘案し指定管理料を増額した。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第122号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（樽田そば処）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	農事組合法人ながくら
所在地	上越市安塚区樽田 156 番地
設立年月日	平成 15 年 11 月 12 日
設立目的	組合員の農業生産についての協業を図ることにより、その生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的とする。
団体の事業	①組合員の農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業 ②農業の経営及びこれと併せ行う農産物加工直食施設の経営 ③前号に掲げる農業に関連する事業であつて、次に掲げるもの ・農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工 ・農産物の貯蔵、運搬又は販売 ・農産物の加工品の仕入販売 ・農作業の受託 ④前3号の事業に附帯する事業

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 指定の理由

同団体は、農業生産の協業化のほか、樽田そば処を管理運営するために設立された団体であり、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き、農事組合法人ながくらを指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

①管理運営方針 ・安塚区の地域資源（自然・歴史・住民・食文化）をいかし、その魅力を最大限に引き出していく中で、都市部の住民との交流・地域経済活動を振興し、地域住民の所得向上に寄与する。 ・当該施設所在地の集落の住民が運営に参加することにより、農村地域ならではの家庭的なおもてなしをお客様へ提供する。
②サービス向上 ・安塚区の伝統的な食文化を尊重したメニューを提供し、お客様に喜んでもらう。 ・新鮮な地域の食材を使ったメニューを提供する。 ・接客技術の向上に努める。

③自主事業

- ・田舎料理バイキングの再開と会合、宴会の受入れを検討する。

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 (35点)	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)市民要望の把握
	(6)苦情への対応
	(7)自主事業
③管理の安定 (10点)	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)3か年の収支計画書

大項目（配点）	小項目
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	24	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
②サービス向上	35	21	26	○	伝統的な食文化、新鮮な地元食材の提供のほか、接遇の技術の向上等により、サービスの向上が見込まれる。
③管理の安定	10	6	8	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
④経費の縮減	10	6	8	○	職員の配置や地元食材の利用など経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
⑤その他	15	9	15	○	食を通じた都市との交流が図られるほか、農業者主体の組織であり、自ら生産した食材を提供することで農業所得の向上が期待される。
総合評価	100	60	81	適切	指定管理候補者として適切である。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

当該施設は、飲食及び販売品売上げ、利用料金により運営され、採算が見込まれることから、市からの委託料は発生せず、債務負担行為は設定しない。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第123号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（くびき食彩工房）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	特定非営利活動法人くびき来夢ネット
所在地	上越市頸城区松橋 315 番地
設立年月日	平成 16 年 3 月 5 日
設立目的	「食」と「農」の共生関係の構築を願う会員及び市民に対して、地域にある豊かな農産物・農産加工品を通じて地域食文化の継承、食生活の改善、食農交流・食農教育に関する事業を行い、あわせて地産地消の発展と地域の活性化に寄与する。
団体の事業	①地域農産物消費拡大に関する支援事業 ②地域に伝わる伝統・郷土食技術の伝承と紹介 ③児童・学童の教育、総合学習の支援 ④農産物・農産加工品に関する調査・研究・技術開発 ⑤農産物・農産加工品に関する情報の収集及び提供 ⑥各種団体主催による農産加工研修のための備品提供及び人材派遣 ⑦その他、この法人の目的達成に必要な活動

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同団体は、くびき食彩工房を管理運営するために設立された団体であり、地域の食文化の継承や食農教育、地産地消の推進の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き、特定非営利活動法人くびき来夢ネットを指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

①管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設を快適に利用できるように適切な維持管理を行うとともに、「地産地消」「食の教育」「地域伝統食の継承」を目標に掲げ、地域の活性化に資する活動を展開する。
②サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 初めての施設利用者に対して、機器の使い方を親切・丁寧に指導するなど、安心して利用できる環境を整える。 盆花市など市民参加のイベントを開催し、交流の場を提供する。

- ③自主事業
- ・郷土料理や地元農産物を使った多彩な料理の体験教室の実施のほか、市民の交流・憩いの場の提供として、市民参加型のイベントを実施する。
 - 加工体験教室（月 1 回）
 - お茶会（5 月）
 - 食彩祭（7 月）
 - 盆花市（8 月）
 - 食彩収穫祭（10 月）

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の 60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30 点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 (35 点)	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)市民要望の把握
	(6)苦情への対応
	(7)自主事業

大項目（配点）	小項目
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	25	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
②サービス向上	35	21	25	○	利用者への丁寧な対応やイベントによる市民への交流の場の提供により、サービスの向上が見込まれる。
③管理の安定	10	6	8	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
④経費の縮減	10	6	8	○	経費削減を意識した運営と利用者への啓発により、経費の縮減が見込まれる。
⑤その他	15	9	10	○	施設の設置目的の達成に必要な知識と経験を活かした運営が期待される。
総合評価	100	60	76	適切	指定管理候補者として適切である。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	19,640
②令和6年度指定管理料(委託料)		3,928
③令和7年度指定管理料(委託料)		3,928
④令和8年度指定管理料(委託料)		3,928
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		3,928
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		3,928
⑦前指定期間の指定管理料平均額		3,657
⑧指定管理料の増減額	① - (⑦×5年)	1,355

(2) 主な増減理由

利用料金収入の減少のほか、人件費の高騰など収支状況を勘案し指定管理料を増額した。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第124号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（中ノ俣地区多目的研修センター）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	中ノ俣町内会
所在地	上越市大字中ノ俣 290 番地
設立年月日	昭和 31 年 1 月 1 日
設立目的	地域福祉のため各種団体と協力し、会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。
団体の事業	①美化、清掃等、区域内の環境整備に関すること ②集会施設等の維持管理に関すること ③防災、防犯、交通安全に関すること

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

主に地域の集会所として利用されている実態に即し、効率的な管理及び利用者の利便性を勘案すると、地元で施設管理することが望ましいため、公募は行わず、中ノ俣町内会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が会合や地域コミュニティ活動を行う拠点として、誰もが利用できる場を提供する。 ・施設を利用して情報交換や交流を行うことで地域全体の連帯感を強め、活性化につながるよう運営する。 <p>②サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から要望等があった場合は、町内会がその内容について話し合い、地域全体の利益につながると判断された場合は、早期に実現できるよう対応する。
--

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。

イ 提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適否を判断した。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	①適切な管理	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
	②サービス向上	○	利用者からの要望等について、適切な対応を行うための体制が整っている。
	③管理の安定	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
	④経費の縮減	○	日頃から経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
	⑤その他項目	○	コミュニティ活動の場として、幅広く平等な利用が見込まれる。
総合評価		○	指定管理候補者として適切である。

※ 主な使用者が指定管理者である施設は、従前どおり○×方式により審査する。

3 債務負担行為の設定

当該施設は、地域コミュニティ活動の拠点となる施設であり、利用料金及び町内会負担額により運営されることから、市からの委託料は発生せず、債務負担行為は設定しない。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第125号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（岩木多目的研修センター）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	岩木多目的研修センター管理運営協議会
所在地	上越市大字山屋敷 71 番地
設立年月日	平成 20 年 4 月 1 日
設立目的	施設の円滑なる管理運営並びに地域住民の健康増進と春日、金谷地区の発展を図ることを目的とする。
団体の事業	①岩木多目的研修センターの管理及び運営に関する事業 ②その他本会の目的達成に必要な事業

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

主に地域の集会所として利用されている実態に即し、効率的な管理及び利用者の利便性を勘案すると、地元で施設管理することが望ましいため、公募は行わず、岩木多目的研修センター管理運営協議会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩木町内会や近隣町内会に限らず、幅広く利用されるコミュニティ活動の拠点施設として管理運営していく。 <p>②サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの意見や要望等には、運営協議会役員会でその内容を検討し、利用者や運営上支障がなく、メリットがあると判断した場合は、実現に向けて対応する。
--

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。

イ 提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適否を判断した。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	①適切な管理	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
	②サービス向上	○	利用者からの要望等について、適切な対応を行うための体制が整っている。
	③管理の安定	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
	④経費の縮減	○	日頃から経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
	⑤その他項目	○	コミュニティ活動の場として、幅広く平等な利用が見込まれる。
総合評価		○	指定管理候補者として適切である。

※ 主な使用者が指定管理者である施設は、従前どおり○×方式により審査する。

3 債務負担行為の設定

当該施設は、地域コミュニティ活動の拠点となる施設であり、利用料金及び町内会負担額により運営されることから、市からの委託料は発生せず、債務負担行為は設定しない。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第126号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（田園多目的研修センター）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	田園町内会
所在地	上越市田園 76 番地
設立年月日	平成 13 年 6 月 1 日
設立目的	地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
団体の事業	①回覧板の回付等地域内の住民相互の連絡 ②美化・清掃等の地域内の環境の整備 ③コミュニティ施設の維持管理 ④自治体に対する要望等 ⑤趣味・レクリエーション等の文化活動 ⑥交通・防犯活動等 ⑦隣接する地域との連携と協調 ⑧前号に掲げるもののほか必要と認める活動

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

主に地域の集会所として利用されている実態に即し、効率的な管理及び利用者の利便性を勘案すると、地元で施設管理することが望ましいため、公募は行わず、田園町内会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の場を提供することにより、活力ある地域づくりにつながるよう整備された施設であることから、地域住民の会合及びその活動の拠点となるよう利用の促進を図る。 ・利用者の意見・要望を取り込み、幅広く公平な利用を確保する。 ・施設の効率的な運営を行うとともに、運営費の縮減に努める。 <p>②サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から施設のハード・ソフト両面において、必要事項や気付いた案件を記載してもらうため、利用実績表及び意見要望帳を設置する。 ・利用者からの意見・要望等について、町内会の役員会議において協議し、地域全体の利益や公平性に配慮して決議する。
--

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。

イ 提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適否を判断した。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	①適切な管理	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
	②サービス向上	○	利用者からの要望等について、適切な対応を行うための体制が整っている。
	③管理の安定	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
	④経費の縮減	○	日頃から経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
	⑤その他項目	○	コミュニティ活動の場として、幅広く平等な利用が見込まれる。
総合評価		○	指定管理候補者として適切である。

※ 主な使用者が指定管理者である施設は、従前どおり○×方式により審査する。

3 債務負担行為の設定

当該施設は、地域コミュニティ活動の拠点となる施設であり、利用料金及び町内会負担額により運営されることから、市からの委託料は発生せず、債務負担行為は設定しない。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第127号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（大島生活改善センター）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	大島地区振興協議会
所在地	上越市大島区仁上 6057 番地
設立年月日	平成 14 年 4 月 1 日
設立目的	地区内の地域社会の振興発展を期し、一致団結して諸般の問題解決に努力することを目的とする。
団体の事業	①地域社会の振興発展に関する諸問題の研究討議とその処理 ②前項実践のため市、県その他の関係機関への応酬折衝 ③地域愛の養成と団結心の高揚 ④仁上地内のほたる公園を中心とした施設の管理運営 ⑤大島地内のやすらぎの森を中心とした施設の管理運営 ⑥その他目的達成に必要な事項

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

主に地域の集会所として利用されている実態に即し、効率的な管理及び利用者の利便性を勘案すると、地元で施設管理することが望ましいため、公募は行わず、大島地区振興協議会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が地域農業振興の会合や地域コミュニティ活動を行う拠点施設として、誰もが気軽に利用できる施設とする。 ・施設を利用して情報交換や交流することで地域全体の連帯感を強め、地域の活性化につながるように運営する。 ・災害発生時の地区避難所となっているため、災害発生時には関係団体と緊密に連絡、連携を図りながら、地域住民の安心安全に寄与するよう運営する。 <p>②サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から要望等があった場合は、管理運営方針に沿って、大島地区振興協議会でその内容を検討し、地域全体の利益につながると判断した場合は、早期に実現できるよう対応する。

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適否を判断した。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	①適切な管理	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
	②サービス向上	○	利用者からの要望等について、適切な対応を行うための体制が整っている。
	③管理の安定	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
	④経費の縮減	○	日頃から経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
	⑤その他項目	○	コミュニティ活動の場として、幅広く平等な利用が見込まれる。
総合評価		○	指定管理候補者として適切である。

※ 主な使用者が指定管理者である施設は、従前どおり○×方式により審査する。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	1,145
②令和6年度指定管理料(委託料)		229
③令和7年度指定管理料(委託料)		229
④令和8年度指定管理料(委託料)		229
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		229
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		229
⑦前指定期間の指定管理料平均額		214
⑧指定管理料の増減額	①-(⑦×5年)	75

(2) 主な増減理由

エネルギー価格の高騰など収支状況を勘案し指定管理料を増額した。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第128号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（大島旭農村環境改善センター）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	旭地区協議会
所在地	上越市大島区田麦 1703 番地
設立年月日	昭和 63 年 8 月 5 日
設立目的	旭地区の産業経済の発展と、地域住民の生活文化の向上に努め、地区の振興を図ることを目的とする。
団体の事業	①産業経済の発展に関すること ②教育文化の向上に関すること ③児童及び老人福祉に関すること ④青少年の育成に関すること ⑤女性の地位の向上に関すること ⑥その他目的達成のため重要なこと

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

主に地域の集会所として利用されている実態に即し、効率的な管理及び利用者の利便性を勘案すると、地元で施設管理することが望ましいため、公募は行わず、旭地区協議会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が地域農業振興の会合や地域コミュニティ活動を行う拠点施設として、誰もが気軽に利用できる施設とする。 ・施設を利用して情報交換や交流することで地域全体の連帯感を強め、地域の活性化につながるように運営する。 ・災害発生時の地区避難所となっているため、災害発生時には関係団体と緊密に連絡、連携を図りながら、地域住民の安心安全に寄与するよう運営する。 <p>②サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から要望等があった場合は、管理運営方針に沿って、旭地区協議会でその内容を検討し、地域全体の利益につながると判断した場合は、早期に実現できるよう対応する。
--

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適否を判断した。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	①適切な管理	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
	②サービス向上	○	利用者からの要望等について、適切な対応を行うための体制が整っている。
	③管理の安定	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
	④経費の縮減	○	日頃から経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
	⑤その他項目	○	コミュニティ活動の場として、幅広く平等な利用が見込まれる。
総合評価		○	指定管理候補者として適切である。

※ 主な使用者が指定管理者である施設は、従前どおり○×方式により審査する。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	1,705
②令和6年度指定管理料(委託料)		341
③令和7年度指定管理料(委託料)		341
④令和8年度指定管理料(委託料)		341
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		341
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		341
⑦前指定期間の指定管理料平均額		268
⑧指定管理料の増減額	①-(⑦×5年)	365

(2) 主な増減理由

エネルギー価格の高騰など収支状況を勘案し指定管理料を増額した。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第129号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（菖蒲農村環境改善センター）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	菖蒲地区振興協議会
所在地	上越市大島区菖蒲 875 番地
設立年月日	昭和 46 年 12 月 15 日
設立目的	菖蒲地区の産業経済の発展と地区住民の生活文化の向上に努め、地区の振興を図ることを目的とする。
団体の事業	①産業経済の発展に関すること ②教育文化の向上に関すること ③児童及び老人福祉に関すること ④青少年の育成に関すること ⑤女性の地位の向上に関すること ⑥その他目的達成のため重要なこと

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

主に地域の集会所として利用されている実態に即し、効率的な管理及び利用者の利便性を勘案すると、地元で施設管理することが望ましいため、公募は行わず、菖蒲地区振興協議会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が地域農業振興の会合や地域コミュニティ活動を行う拠点施設として、誰もが気軽に利用できる施設とする。 ・施設を利用して情報交換や交流することで地域全体の連帯感を強め、地域の活性化につながるように運営する。 ・災害発生時の地区避難所となっているため、災害発生時には関係団体と緊密に連絡、連携を図りながら、地域住民の安心安全に寄与するよう運営する。 <p>②サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から要望等があった場合は、管理運営方針に沿って、菖蒲地区振興協議会でその内容を検討し、地域全体の利益につながると判断した場合は、早期に実現できるよう対応する。

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適否を判断した。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	①適切な管理	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
	②サービス向上	○	利用者からの要望等について、適切な対応を行うための体制が整っている。
	③管理の安定	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
	④経費の縮減	○	日頃から経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
	⑤その他項目	○	コミュニティ活動の場として、幅広く平等な利用が見込まれる。
総合評価		○	指定管理候補者として適切である。

※ 主な使用者が指定管理者である施設は、従前どおり○×方式により審査する。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	1,885
②令和6年度指定管理料(委託料)		377
③令和7年度指定管理料(委託料)		377
④令和8年度指定管理料(委託料)		377
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		377
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		377
⑦前指定期間の指定管理料平均額		296
⑧指定管理料の増減額	①-(⑦×5年)	405

(2) 主な増減理由

エネルギー価格の高騰など収支状況を勘案し指定管理料を増額した。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第130号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（大島若者交流会館）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	保倉地区振興協議会
所在地	上越市大島区大平 170 番地
設立年月日	昭和 61 年 4 月 1 日
設立目的	保倉地区の産業経済の発展と、住民の生活文化の向上に努め、地区の振興を図ることを目的とする。
団体の事業	①産業経済の発展に関すること ②教育文化の向上に関すること ③児童及び老人福祉に関すること ④青少年の育成に関すること ⑤女性の地位の向上に関すること ⑥その他目的達成のため重要なこと

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

主に地域の集会所として利用されている実態に即し、効率的な管理及び利用者の利便性を勘案すると、地元で施設管理することが望ましいため、公募は行わず、保倉地区振興協議会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が地域農業振興の会合や地域コミュニティ活動を行う拠点施設として、誰もが気軽に利用できる施設とする。 ・施設を利用して情報交換や交流することで地域全体の連帯感を強め、地域の活性化につながるように運営する。 ・災害発生時の地区避難所となっているため、災害発生時には関係団体と緊密に連絡、連携を図りながら、地域住民の安心安全に寄与するよう運営する。 <p>②サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から要望等があった場合は、管理運営方針に沿って、保倉地区振興協議会でその内容を検討し、地域全体の利益につながると判断した場合は、早期に実現できるよう対応する。

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について、適切か（○）・不適切か（×）の評価を行った上で、総合的に適否を判断した。

【審査結果】

		評価	評価コメント
審査項目	①適切な管理	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
	②サービス向上	○	利用者からの要望等について、適切な対応を行うための体制が整っている。
	③管理の安定	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。
	④経費の縮減	○	日頃から経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
	⑤その他項目	○	コミュニティ活動の場として、幅広く平等な利用が見込まれる。
総合評価		○	指定管理候補者として適切である。

※ 主な使用者が指定管理者である施設は、従前どおり○×方式により審査する。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	3,475
②令和6年度指定管理料(委託料)		695
③令和7年度指定管理料(委託料)		695
④令和8年度指定管理料(委託料)		695
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		695
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		695
⑦前指定期間の指定管理料平均額		690
⑧指定管理料の増減額	①-(⑦×5年)	25

(2) 主な増減理由

エネルギー価格の高騰など収支状況を勘案し指定管理料を増額した。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第131号
提出課	農林水産整備課

指定管理者の指定について（くわどり市民の森）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部
所在地	上越市大字増沢 962 番地 1
設立年月日	平成 14 年 3 月 4 日
設立目的	会員及び地域振興と環境保全を願う市民に対して、ボランティア活動、上越市西部中山間地域における里と山の自然・景観・文化を守る事業活動を行い、もって農・林・漁業の振興によるまちづくりと環境保全及び山里文化を育むことを目的とする。
団体の事業	①地域振興及び環境の保全に関するボランティア活動及び地域活動支援事業 ②地域振興及び環境の保全に関する体験事業、販売事業及び人材育成・派遣事業 ③地域振興及び環境の保全に関する受託事業 ④地域振興及び環境の保全に関する調査・研究・企画事業 ⑤前各号の事業に付帯する事業

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同団体は、くわどり市民の森を管理運営するために設立された団体であり、地域振興や環境保全の取組のほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き、特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「憩い・楽しみ・学べる森林公園」を運営方針とする。 ・高齢者や家族連れも気軽に訪れ楽しめるように、施設整備を行い多彩なプログラムを実施する。 ・森林動植物の学びと、それらをいかす山里の人々の知恵を学べる体験プログラムを実施する。 ・広報やホームページなどを充実させ、常に新鮮な情報を市民に提供する。 ・森林や動植物の豊かさなどを対象に、常に調査を継続し、収集した成果を市民に提供する。 ・上越市の水源森林公園として、水源森林の持つ公益的機能をわかりやすく市民に伝える。

②サービスの向上

- ・すべての利用者が楽しめる施設運営と整備を行う。
- ・スタッフのインタープリテーション能力の向上による学習機能の充実を図る。
- ・里山の自然に触れて学ぶ施設として、子どもを中心とした学習の場を提供する。
- ・イベントやバスサービスなど、市民が参加しやすい企画・体制作りを進める。
- ・動植物のみならず、自然や環境に関する様々な情報を収集・提供する。
- ・印刷物、看板等の整備を見直し、セルフガイドシステムの構築を行う。
- ・ホームページやSNSを通じた情報提供を心掛け、若年層の利用を促進する。
- ・癒しの森づくりを目指した整備を行う。
- ・くわどり湯ったり村や平左衛門カフェなど近隣施設との連携を図り、より利用者の満足度が向上するよう努力する。

③自主事業

- ・くわどり市民の森の自然環境や、桑取地域の伝統的な暮らしの中に根付いた文化を紹介するとともに、ここにしかない材料をできる限り提供できるようにし、ここでしか体験できないことを楽しんでもらえるような事業を実施する。

森のカフェ（4月～11月）

森の小さなお店（4月～11月）

常設木工作（4月～11月）

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 （30点）	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	24	○	運営方針と目標が明確に掲げられており、業務内容に見合った運営体制が確立されている。
②サービス向上	35	21	24	○	近隣施設と連携を図り、食と温泉に里山をコラボした企画を計画するなど、地域の独自性をいかしている。
③管理の安定	10	6	8	○	里山ならではの動物調査を行うなど、施設の維持管理にとどまらず、フィールド全体の安全管理を計画している。

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
④経費の縮減	10	6	6	○	ボランティアを幅広く募るなど里山の整備を計画的に進めようとし、市民の森の啓発にも力を注いでいる。
⑤その他	15	9	14	○	過去実績から単なる施設管理にとどまらず、地域行事への積極的な参加のほか、インターシップの受入れや小中学校への講師派遣も実施している。
総合評価	100	60	76	適切	過去実績や自身のノウハウのほか、地域を交えて施設管理しようとする点など、ふさわしい団体であると判断した。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	89,300
②令和6年度指定管理料(委託料)		17,860
③令和7年度指定管理料(委託料)		17,860
④令和8年度指定管理料(委託料)		17,860
⑤令和9年度指定管理料(委託料)		17,860
⑥令和10年度指定管理料(委託料)		17,860
⑦前指定期間の指定管理料平均額		14,156
⑧指定管理料の増減額	① - (⑦×5年)	18,520

(2) 主な増減理由

人件費の高騰によるもの

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第132号
提出課	農林水産整備課

指定管理者の指定について（菖蒲高原緑地休養広場）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	菖蒲高原管理運営組合
所在地	上越市大島区菖蒲 2962 番地 1
設立年月日	平成 15 年 4 月 17 日
設立目的	菖蒲高原の施設、設備を適正に管理運営するほか、周辺の自然環境の維持と保全に寄与することを目的とする。
団体の事業	①菖蒲高原一帯の施設、設備の適正な管理運営 ②菖蒲高原の特性を象徴する豊かな環境の維持保全 ③菖蒲高原で開催される祭事等への積極的関与

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同組合は、菖蒲高原緑地休養広場の管理運営を主たる業務として設立された団体であり、地域の雇用創出や交流人口の拡大に貢献しているほか、これまでの適正な施設管理の実績を踏まえ、公募は行わず、引き続き、菖蒲高原管理運営組合を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 菖蒲高原の自然と景観を大切に保護しながら施設全体の管理を行う。 広大な敷地を有効に活用しながら、利用者に長時間滞在いただけるような運営に努める。 衛生面に配慮するとともに、清掃の行き届いた清潔な施設管理を心掛ける。 施設を常に良好な状態で維持していくよう保守点検を心掛ける。 組合員の協力を得て施設の管理・運営に当たる。 <p>②サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のこもったサービスに努めるとともに、清潔な施設管理に心掛け、安全・安心に利用していただける憩いの場を提供する。 <p>③自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> イベントの開催を通じて菖蒲高原緑地休養広場の魅力を発信し、集客増加につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> あやめ祭り（7月上旬～中旬） 釣り大会（7月、8月）
--

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の 60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 (35点)	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 (10点)	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)3か年の収支計画書
④経費の縮減 (10点)	(1)経費縮減面でのポイント

大項目（配点）	小項目
⑤その他 (15点)	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	24	○	施設の設置目的を理解しており、管理の具体的な計画が示されている。
②サービス向上	35	21	24	○	過去の施設利用者へチラシを送付するなど、利用者拡大を図る取組が確認でき、サービスの向上が見込まれる。
③管理の安定	10	6	6	○	後継者育成に向けた取組も開始するなど、今後の体制強化も進めている。
④経費の縮減	10	6	6	○	従事者の空き時間を外作業に充てる等、作業の効率化と配置人員の工夫が見られる。
⑤その他	15	9	9	○	施設の除草や花壇管理など、きめ細やかな作業を組合員で対応するなど、今後の管理に期待できる。
総合評価	100	60	69	適切	組合員が一丸となって本施設を維持管理しようとする熱意が見受けられた点など、ふさわしい団体であると判断した。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	17,181
②令和6年度指定管理料（委託料）		5,726
③令和7年度指定管理料（委託料）		5,727
④令和8年度指定管理料（委託料）		5,728
⑤前指定期間の指定管理料平均額		4,955
⑥指定管理料の増減額	①－（⑤×3年）	2,316

(2) 主な増減理由

人件費の高騰によるもの

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 9 5 号
提 出 課	農村振興課

歳出科目 (P42～P43)	6 款 1 項 2 目	農業総務費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
農村地区多目的集会所管理運営費	9,652	23	9,675

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	23	補償、補填及び賠償金	23

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

項 目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	23	23
エネルギー価格高騰補填金	0	23	23

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
田園多目的研修センター	23	田園町内会

提出課	農政課
-----	-----

歳出科目 (P42～P43)	6款1項2目	農業総務費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農地渇水・高温対策事業	2,434	228,704	231,138

主な補正財源		主な経費	
一般財源	228,704	委託料	10,641
		負担金補助及び交付金	218,063

【補正理由】

今夏の少雨と高温の影響により、農業収入が減少し、厳しい経営状況に直面している農業者等に対し、次年度の営農継続に向けて経営リスクに備えつつ生産意欲が保持できるよう、高騰する生産資材の購入に係る経費の一部を支援するもの

【補正内容】

○上越市農業経営継続支援事業

(実施内容)

・対象者

市内で農業等を営む者（個人事業主、農業法人、農事組合法人、兼業農家など）

・支援内容

令和4年分の確定申告書（直近事業年度の決算書）に計上した生産資材費（種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費）の合計額の18.0%に相当する額を給付する。【上限額20万円】

ただし、令和5年度及び令和6年度に農業経営の安定化を図るセーフティネット（収入保険制度や農業共済制度など）に未加入の場合は、支援金の算定額の1/2を給付する。

※「18.0%」は、農林水産省の農林水産統計（農業生産資材価格指数）に基づき算定した物価上昇率を適用

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
委託料	農業経営継続支援金運営業務委託料	0	10,641	10,641
負担金補助及び交付金	農業経営継続支援金	0	218,063	218,063
合計		0	228,704	228,704

歳出科目 (P42~P43)	6款1項3目	農業振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
水田農業推進事業	184,903	205,146	390,049

主な補正財源		主な経費	
県支出金	205,146	負担金補助及び交付金	205,146

【補正理由】

国の強い農業づくり総合支援交付金を活用し、農産物の安定生産及び生産コストの低減による農業者の所得向上を図るため、えちご上越農業協同組合が新設する米の乾燥調製施設の整備費に対する補助金を増額するもの

【補正内容】

○強い農業づくり総合支援交付金

(実施内容)

事業主体	えちご上越農業協同組合
整備内容	乾燥調製施設（ライスセンター） 1棟
建設場所	上越市岡原地内（えちご上越農業協同組合岡原倉庫敷地内）
規模等	鉄骨平屋建て、延床面積：1,004.95㎡、処理能力：玄米1,032t
受益地区	和田・三郷地区
稼働時期	令和7年8月予定
概算事業費	863,433千円

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	強い農業づくり総合支援交付金	0	205,146	205,146

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	強い農業づくり総合支援交付金	0	205,146	205,146

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P42～P45)	6款1項3目	農業振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
月影の郷管理運営費	5,234	219	5,453

主な補正財源		主な経費	
一般財源	219	補償、補填及び賠償金	219

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	219	219
エネルギー価格高騰補填金	0	219	219

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
月影の郷	219	月影の郷運営委員会

提出課	農政課
-----	-----

歳出科目 (P44~P45)	6款1項3目	農業振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
担い手育成確保支援事業	97,406	28,515	125,921

主な補正財源		主な経費	
県支出金	28,515	負担金補助及び交付金	28,515

【補正理由】

農地中間管理機構を活用した農地の集積化に伴い、農地の所有者及び地域に対して交付する機構集積協力金が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

○機構集積協力金交付事業

当初は各地域からの事業要望に基づき、機構集積協力金（地域集積協力金及び経営転換協力金）をそれぞれ 39.9ha と見込んでいたが、担い手への農地集積が進み、地域集積協力金は 186.6ha、経営転換協力金は 47.7ha の実績見込みとなったため。

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	機構集積協力金交付事業費補助金	10,900	28,515	39,415

(歳出)

項目			補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	機構集積協力金	地域集積協力金	6,300	27,732	34,032
		経営転換協力金	3,990	783	4,773
合計			10,290	28,515	38,805

※機構集積協力金交付事業費補助金は県経由の国庫補助金であり、そのうち地域集積協力金は、地域内の農地をまとめて農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合、地域に対して交付される。また、経営転換協力金は、離農等によって農地を農地中間管理機構に貸し付ける場合、農地所有者に対して交付される。

提出課	農林水産整備課
-----	---------

歳出科目 (P44～P45)	6款1項5目	農地費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農業用施設等維持管理費	981,855	1,080	982,935

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,080	負担金補助及び交付金	1,080

【補正理由】

農業水利施設への電気料金高騰に対する補助金が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

○農業用施設等維持管理費補助金

(実施内容)

- ・補助金名：上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金
- ・補助対象者：土地改良区及び土地改良区連合
- ・補助金額：令和5年4月から12月までの農業水利施設（揚水ポンプ、ゲート等）の操作及び運転に係る経費のうち、電気料金高騰分に対して15%を乗じて得た金額の範囲内

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	農業用施設等維持管理費補助金	3,750	1,080	4,830

※県は、市が支援を行う場合、高騰分の10%を補助金として補助対象者へ交付する。

歳出科目 (P44~P45)	6款1項5目	農地費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
土地改良事業	402,711	8,844	411,555

主な補正財源		主な経費	
県支出金	8,090	委託料	8,844
一般財源	754		

【補正理由】

防災減災対策の推進に向け、県補助金の追加交付分を活用して、令和6年度に予定していた、ため池ハザードマップの作成を前倒して実施するための経費を増額するもの

【補正内容】

○ため池ハザードマップ作成業務

- ・ 合併前上越市（上宇山地内ほか） 4箇所
 - ・ 大島区（中野地内） 1箇所
 - ・ 牧区（川井沢地内） 1箇所
 - ・ 吉川区（大賀地内ほか） 4箇所
- 計 10箇所

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	震災対策農業水利施設整備事業補助金	51,800	8,090	59,890

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
委託料	ため池ハザードマップ作成業務委託料	8,844	8,844	17,688

歳出科目 (P54~P55)	11 款 1 項 1 目	農地、農業用施設災害復旧費
----------------	--------------	---------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農地、農業用施設災害復旧費	197,251	6,640	203,891

主な補正財源		主な経費	
県支出金	5,871	工事請負費	6,640
一般財源	769		

【補正理由】

令和5年7月の豪雨により被災した牧区棚広地内の農業用水路の復旧工事に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(実施内容)

地区名		事業費	実施内容
牧区	棚広	6,640	用水路復旧 L=18m

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	令和5年発生農地、農業用施設災害復旧事業補助金	0	5,871	5,871

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
工事請負費	災害復旧工事	91,171	6,640	97,811

位置図 (牧区)



○被害状況



棚広下江用水路 (牧区棚広地内)

債務負担行為の補正について

1 内 容

令和6年度に実施する予定の松くい虫対策事業の一部について、新年度の早期に作業を実施するため、新たに債務負担行為を設定するもの

2 限度額

46,847 千円

3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期 間	金 額
令和5年度	0
令和6年度	46,847
合 計	46,847

4 実施概要等

地 区	施工地	実施内容
合併前上越市	西ヶ窪浜ほか	伐倒駆除、薬剤散布
柿崎区	上下浜ほか	
大潟区	雁子浜ほか	